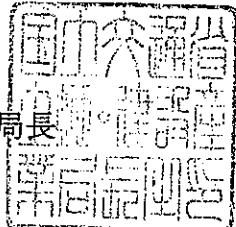


国土建推第37号
平成26年12月1日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているが、一部には消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が残っているところである。

一方、建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、厳しい状況が続いていることから、標記について、従来より元請建設企業に対する指導方をお願いしているところである。

このような状況下において、東日本大震災による資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権保全支援事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

加えて、本年6月に全面改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うことが基本理念に位置づけられるとともに、適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者の責務として規定されたところである。

国土交通省においては、「建設産業における生産システム合理化指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請

関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

また、公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、昨年4月に引き続き、本年2月にも引き上げを行ったところである。

さらに、平成24年度から社会保険等未加入対策にも積極的に取り組み、本年8月1日以降に入札手続きを開始した国土交通省直轄工事においては、元請建設業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請建設業者を社会保険等加入企業に限定するなど保険加入の推進・支援による建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところである。

しかしながら、依然として元請下請間ににおいて赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も増加傾向にあることから、施工管理のより一層の徹底が求められているところであり、本年10月30日にはガイドラインを改訂し、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化を図ることとしたところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底す

ること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

2. 標準見積書等の法定福利費の内訳明示された見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成25年9月より、社会保険等への加入に必要な法定福利費を確保するため、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出を開始している。これを踏まえ、元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働き掛けるとともに、提出された見積書を尊重すること。下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による

契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

6. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請負人は、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、公共工事等については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置

き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成24年7月4日付国土建第140号)においても、現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、施工体制台帳については、「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号)により、公共工事については、元請負人が下請契約を締結するときは、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされたところである。本改正部分については、平成27年4月1日より施行される予定であるので、適切に対応できるよう準備に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成25年2月5日付国土建第351号、平成26年2月3日改正)に十分留意すること。

8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしづ寄せが労働者の賃金低下をもたらした結果、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、「技能労働者への適切な賃金確保について」(平成25年3月29日付国土入企第36号)にて適切な対応をお願いしてきたところであるが、賃金水準や建設業の担い手確保の状況は未だ十分とは言えない状況である。そのため、昨年11月より「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について」(平成25年10月29日付国土入企第17号)のとおり、公共工事においては、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を推進してきたところである。また、本年1月には、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の公表にあわせ、「技能労働者への適切な賃金確保について」(平成26年1月30日付国土入企第28号)にて再度のお願いをしている。各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

9. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、平成25年10月1日に「消費

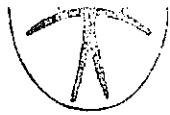
税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。

これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年1月18日付国土建推第26号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月1日付国土建推第1号）を通知したところであり、これらを踏まえ、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、会員企業に対し、引き続きその周知に努めること。

10. 関係者への配慮について

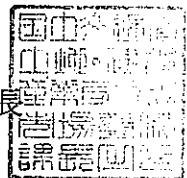
資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。



国 土 建 労 第 74 号
平成 26 年 12 月 1 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成26年12月1日付け国土建推第37号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

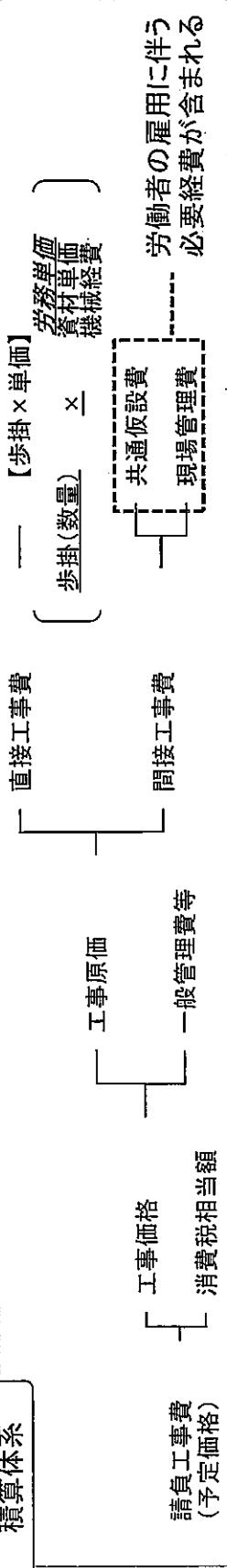
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であつて、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
- (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策 公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

労務費(賃金) (労働者が負担する保険料を含んでいる)	100%
その他人件費 (必要経費)	23%
法定福利費、労務管理費等 現場作業における経費 安全管理費、宿舎費、送迎費 等	18%

(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	16,900 (23,800)	11,900 (16,700)
□□県	16,600 (23,300)	11,500 (16,200)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い金額を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通取扱料、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに算出した値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災地では見られる、遠隔地からの労働者の流入を規定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための善後状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

[上段 : 公共工事設計労務単価
(下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)]

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業 資格作業員	軽作業員	法固工	法工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	蒙皮工	溶接工	運転手 (持株)	運転手 (船)	潜かん工	潜かん 世話役	さく巣工	トネル 作業員
北海道	01 北海道	16,400 (23,100)	13,500 (10,000)	11,300 (15,900)	16,600 (23,300)	18,900 (26,400)	17,100 (24,500)	22,000 (35,600)	13,400 (21,300)	17,400 (24,500)	11,700 (25,200)	19,100 (24,300)	16,300 (26,500)	13,700 (22,400)	28,000 (36,400)	30,700 (32,200)	29,200 (36,400)	24,000 (33,700)	20,000 (29,100)
東 北	02 青森県	16,300 (27,100)	14,300 (20,100)	10,700 (15,900)	16,500 (23,300)	19,500 (26,400)	18,000 (24,500)	-	18,300 (21,100)	16,100 (26,700)	19,000 (23,300)	17,000 (25,600)	16,100 (24,300)	16,100 (27,000)	28,000 (36,400)	21,300 (21,200)	24,800 (25,000)	16,700 (27,700)	
	03 岩手県	16,100 (27,100)	16,100 (22,600)	11,800 (16,500)	17,300 (24,300)	18,200 (26,400)	-	16,100 (28,800)	20,000 (26,100)	18,000 (24,700)	17,600 (27,000)	19,200 (26,100)	18,100 (25,400)	27,400 (36,500)	32,400 (36,400)	22,400 (31,500)	27,300 (36,400)	21,300 (29,200)	
	04 宮城県	20,700 (29,100)	16,100 (25,200)	12,700 (17,500)	18,300 (21,600)	22,500 (26,400)	20,600 (29,100)	-	22,000 (30,000)	17,300 (24,300)	24,400 (34,300)	20,400 (28,700)	20,700 (29,100)	22,800 (26,100)	27,300 (36,400)	32,300 (36,400)	22,400 (31,500)	28,900 (36,200)	
	05 秋田県	18,300 (25,700)	14,400 (20,200)	11,600 (16,300)	17,100 (24,000)	19,400 (27,300)	17,500 (24,500)	-	20,200 (28,400)	18,400 (23,100)	17,300 (21,700)	18,300 (24,200)	18,400 (21,00)	20,100 (27,000)	26,100 (36,400)	30,800 (36,400)	21,300 (21,200)	25,000 (27,700)	
	06 山形県	18,300 (25,700)	14,400 (20,200)	12,200 (17,200)	17,400 (24,500)	18,500 (26,400)	17,700 (26,100)	-	20,800 (28,400)	17,300 (24,200)	19,700 (27,700)	18,000 (26,500)	19,300 (23,500)	18,500 (21,700)	17,200 (26,200)	26,000 (36,400)	21,300 (21,200)	26,800 (27,700)	
	07 福島県	20,500 (29,200)	16,000 (25,200)	13,800 (19,400)	17,000 (22,500)	20,600 (26,400)	21,200 (29,100)	-	22,000 (30,000)	19,400 (24,300)	21,200 (28,700)	17,700 (26,100)	16,100 (25,400)	19,400 (21,00)	15,200 (27,000)	26,000 (36,400)	30,700 (36,400)	21,200 (21,100)	
関 西	08 茨城県	16,800 (26,700)	11,900 (23,500)	19,100 (18,700)	21,100 (26,800)	22,300 (27,500)	24,200 (29,700)	-	19,200 (31,400)	20,500 (28,400)	21,800 (26,700)	24,300 (29,600)	20,600 (28,500)	17,200 (25,800)	25,800 (36,400)	30,700 (36,400)	23,500 (33,000)	24,900 (25,200)	
	09 愛知県	18,900 (26,600)	15,600 (23,300)	12,000 (16,900)	22,300 (26,600)	20,800 (24,400)	24,400 (28,400)	-	22,400 (28,800)	18,000 (21,200)	21,200 (22,700)	22,500 (26,100)	25,100 (26,800)	18,600 (25,600)	23,500 (36,400)	30,800 (36,400)	25,400 (25,200)	21,200 (21,00)	
	10 群馬県	18,900 (26,600)	17,000 (20,400)	13,000 (18,200)	18,700 (23,800)	23,800 (26,500)	20,600 (28,000)	-	22,100 (32,500)	19,500 (21,00)	21,200 (20,700)	20,700 (26,500)	23,500 (26,200)	19,600 (25,600)	26,000 (36,400)	30,800 (36,400)	23,600 (23,400)	21,200 (21,00)	
	11 埼玉県	20,200 (28,400)	18,000 (25,300)	13,000 (18,300)	18,800 (23,500)	22,800 (26,600)	23,200 (28,000)	-	22,300 (31,000)	22,900 (26,100)	23,200 (27,00)	23,500 (26,400)	21,900 (26,100)	24,700 (27,000)	21,700 (26,100)	25,800 (26,400)	24,800 (24,900)	21,100 (21,00)	
	12 千葉県	21,000 (29,500)	17,300 (24,300)	12,900 (18,100)	22,500 (27,700)	24,000 (31,400)	22,000 (26,700)	-	21,500 (30,000)	24,400 (28,400)	21,800 (26,100)	22,500 (27,00)	25,100 (26,800)	18,600 (25,600)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	25,500 (35,200)	21,000 (20,800)	
	13 東京都	21,600 (26,400)	18,800 (25,200)	13,500 (18,200)	19,700 (23,800)	23,800 (26,500)	24,300 (28,000)	-	22,600 (32,500)	24,000 (28,700)	22,500 (26,100)	24,600 (27,00)	26,300 (26,800)	21,200 (25,600)	23,500 (36,400)	30,600 (36,400)	25,700 (35,500)	24,400 (24,200)	
	14 神奈川県	21,900 (26,800)	18,000 (25,600)	13,000 (18,600)	18,500 (23,500)	23,800 (26,600)	24,100 (28,000)	-	22,700 (31,000)	21,700 (26,100)	22,700 (27,00)	24,500 (26,400)	22,700 (27,00)	22,200 (26,100)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (33,000)	24,400 (24,200)	
	15 静岡県	20,500 (27,000)	17,800 (24,700)	12,600 (18,100)	23,000 (27,300)	24,000 (31,400)	22,000 (26,700)	-	21,500 (30,000)	24,400 (28,400)	21,800 (26,100)	23,800 (27,00)	24,800 (26,400)	20,900 (27,00)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (33,000)	24,600 (24,200)	
	16 富山県	21,600 (25,400)	15,100 (21,200)	12,200 (17,200)	16,300 (23,800)	21,700 (26,500)	20,700 (27,00)	-	21,100 (31,000)	18,100 (24,200)	20,400 (26,100)	19,100 (27,00)	19,100 (26,800)	18,600 (25,600)	25,700 (36,400)	30,600 (36,400)	25,200 (35,000)	21,800 (21,600)	
	17 石川県	20,200 (25,600)	18,000 (21,800)	12,100 (17,000)	17,200 (23,600)	21,600 (26,400)	20,300 (27,00)	-	21,100 (31,000)	19,800 (24,300)	21,400 (26,100)	22,700 (27,00)	24,500 (26,400)	21,200 (27,00)	23,200 (36,400)	30,600 (36,400)	22,100 (31,100)	23,500 (23,300)	
中 部	21 岐阜県	15,000 (26,700)	17,000 (23,800)	12,700 (17,800)	18,300 (26,500)	21,400 (28,000)	20,500 (27,500)	-	20,700 (31,000)	18,500 (24,300)	21,400 (26,200)	24,100 (27,800)	19,800 (26,100)	20,100 (27,00)	22,000 (26,800)	29,000 (36,400)	30,700 (36,400)	22,400 (22,300)	
	22 静岡県	18,800 (26,400)	17,500 (24,500)	11,500 (16,200)	18,300 (23,800)	20,800 (26,500)	24,700 (28,400)	-	25,200 (31,400)	20,300 (26,700)	21,100 (27,00)	23,200 (26,400)	21,300 (27,00)	23,800 (26,800)	19,300 (25,600)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	
	23 愛知県	19,800 (27,000)	17,000 (23,800)	13,000 (16,300)	18,500 (23,500)	21,300 (26,800)	26,000 (27,500)	-	25,200 (31,000)	18,200 (24,200)	25,200 (26,100)	25,900 (27,00)	23,200 (26,800)	23,200 (27,00)	23,500 (26,800)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	
	24 三重県	18,900 (26,600)	15,700 (21,200)	12,300 (17,500)	18,700 (23,800)	21,800 (26,500)	26,000 (27,500)	-	23,100 (31,000)	21,400 (27,00)	22,000 (26,100)	24,500 (27,00)	21,100 (26,800)	24,500 (27,00)	22,800 (26,800)	25,800 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	
近 備	18 沖縄県	15,500 (25,000)	15,300 (21,500)	11,500 (16,200)	18,100 (23,500)	20,300 (26,800)	19,100 (26,500)	-	21,600 (31,000)	18,500 (24,300)	18,200 (26,100)	20,500 (27,00)	19,500 (26,800)	19,600 (25,600)	20,300 (26,800)	23,500 (36,400)	30,700 (36,400)	22,600 (22,300)	
	25 鳥取県	17,900 (25,200)	16,100 (21,500)	12,200 (16,900)	18,100 (23,800)	22,300 (26,600)	20,400 (27,300)	-	22,400 (31,000)	19,600 (24,300)	21,200 (26,100)	22,500 (27,00)	22,700 (26,800)	21,800 (25,600)	23,500 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	24,900 (24,700)	
	26 鳥取県	18,100 (25,200)	16,100 (21,500)	12,200 (16,900)	18,100 (23,800)	22,300 (26,600)	20,400 (27,300)	-	22,400 (31,000)	19,600 (24,300)	21,200 (26,100)	22,500 (27,00)	22,700 (26,800)	21,800 (25,600)	23,500 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	24,900 (24,700)	
	27 鳥取県	18,100 (25,200)	16,100 (21,500)	12,200 (16,900)	18,100 (23,800)	22,300 (26,600)	20,400 (27,300)	-	22,400 (31,000)	19,600 (24,300)	21,200 (26,100)	22,500 (27,00)	22,700 (26,800)	21,800 (25,600)	23,500 (36,400)	30,600 (36,400)	23,500 (23,300)	24,900 (24,700)	
	28 愛媛県	16,500 (23,200)	14,100 (19,600)	11,400 (16,000)	16,500 (21,400)	20,400 (26,800)	17,300 (26,500)	-	18,200 (23,500)	24,900 (27,00)	17,300 (26,100)	19,700 (27,00)	18,800 (26,800)	17,200 (25,600)	20,500 (36,400)	23,500 (36,400)	22,200 (22,00)	20,300 (20,100)	
	29 奈良県	18,800 (26,400)	16,200 (21,200)	12,200 (17,200)	18,800 (23,800)	20,500 (26,500)	22,000 (27,00)	-	22,400 (31,000)	19,400 (24,200)	21,100 (26,100)	23,000 (27,00)	22,80						

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い資金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外・休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種手当の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする専門調査等諸経費動向調査をもとに算出した参考値であり、工種・工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価（下段：参考値）とする。

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル セグメント	積りよう 付仕様	積りよう 付仕様	土木一般 仕様	高級船員	普通船員	油圧士	潜水運転 員	潜水送気 員	井戸砂防 工	駆逐工	壁打工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	
東 北	北海道	26,900 (37,800)	22,600 (31,800)	22,600 (31,800)	27,700 (38,900)	18,500 (16,000)	23,000 (22,300)	18,200 (16,000)	18,600 (16,000)	18,700 (16,000)	- (27,600)	- (26,300)	- (21,500)	16,800 (23,800)	16,000 (25,000)	18,000 (21,800)	17,000 (25,000)	18,200 (21,800)	18,800 (26,400)	18,100 (26,400)	19,100 (26,800)
	01 北海道	27,500 (38,700)	22,500 (31,600)	24,100 (31,900)	22,000 (30,800)	23,900 (30,800)	18,700 (16,000)	21,600 (16,000)	22,000 (16,000)	- (23,600)	- (20,800)	- (21,700)	16,700 (22,200)	17,000 (23,500)	19,400 (24,200)	16,700 (23,500)	17,200 (24,200)	17,000 (23,200)	17,500 (24,600)		
	02 青森県	29,000 (31,900)	25,400 (31,900)	26,800 (31,900)	22,000 (30,800)	23,800 (30,800)	18,700 (16,000)	36,300 (30,800)	23,700 (30,800)	24,400 (30,800)	- (25,800)	- (23,200)	23,200 (22,200)	20,800 (21,700)	21,700 (22,500)	17,800 (18,000)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	
	03 岩手県	28,900 (31,800)	25,400 (31,800)	26,800 (31,800)	21,200 (30,800)	23,900 (30,800)	18,500 (16,000)	36,200 (30,800)	22,300 (30,800)	22,700 (30,800)	- (25,500)	- (23,600)	23,000 (22,200)	22,900 (22,200)	23,700 (23,200)	18,700 (19,200)	20,500 (20,000)	19,800 (19,800)	19,000 (19,000)	18,000 (18,000)	
	04 宮城県	28,900 (31,800)	25,300 (31,800)	26,800 (31,800)	21,200 (30,800)	23,900 (30,800)	18,500 (16,000)	42,000 (30,800)	25,900 (30,800)	26,400 (30,800)	- (25,500)	- (23,600)	23,000 (22,200)	22,900 (22,200)	23,700 (23,200)	18,700 (19,200)	20,500 (20,000)	19,800 (19,800)	19,000 (19,000)	18,000 (18,000)	
	05 秋田県	27,500 (31,800)	22,600 (31,800)	24,200 (31,900)	27,800 (31,900)	22,800 (30,800)	23,900 (30,800)	18,700 (16,000)	35,800 (30,800)	22,000 (30,800)	22,400 (30,800)	- (23,600)	- (21,700)	16,000 (22,200)	16,000 (23,500)	17,500 (18,000)	17,300 (17,500)	17,600 (17,500)	17,700 (17,500)		
	06 山形県	27,500 (31,800)	22,600 (31,800)	24,100 (31,900)	27,400 (31,900)	21,200 (30,800)	23,900 (30,800)	18,500 (16,000)	36,200 (30,800)	22,300 (30,800)	22,700 (30,800)	- (22,100)	- (21,700)	18,400 (18,000)	19,200 (19,000)	18,000 (18,000)	17,500 (18,000)	18,400 (18,000)	18,000 (18,000)		
	07 福島県	27,500 (31,800)	22,500 (31,800)	24,100 (31,900)	27,600 (31,900)	20,000 (30,800)	23,900 (30,800)	18,500 (16,000)	36,400 (30,800)	22,500 (30,800)	23,000 (30,800)	- (22,100)	- (21,700)	18,500 (18,000)	20,600 (20,000)	19,400 (19,000)	18,000 (18,000)	17,600 (18,000)	18,800 (18,000)		
関 西	08 近畿県	27,800 (31,900)	25,800 (31,900)	27,000 (31,900)	29,000 (31,900)	21,400 (30,800)	27,200 (30,800)	21,300 (16,000)	31,700 (30,800)	21,200 (30,800)	23,200 (30,800)	25,200 (30,800)	18,500 (16,000)	21,700 (21,700)	22,600 (21,700)	23,200 (21,700)	19,700 (19,700)	20,800 (20,800)	23,400 (23,400)	23,400 (23,400)	
	09 京都府	27,800 (31,900)	26,000 (31,900)	27,100 (31,900)	21,300 (30,800)	27,200 (30,800)	21,300 (16,000)	21,500 (16,000)	33,100 (30,800)	21,200 (30,800)	23,300 (30,800)	25,300 (30,800)	19,000 (16,000)	21,300 (21,700)	22,600 (21,700)	23,000 (21,700)	17,500 (17,500)	23,500 (23,500)			
	10 滋賀県	27,800 (31,900)	26,000 (31,900)	27,100 (31,900)	21,400 (30,800)	29,200 (31,900)	21,400 (16,000)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	21,200 (30,800)	22,800 (30,800)	25,100 (30,800)	19,700 (16,000)	21,300 (21,700)	22,100 (21,700)	20,500 (20,500)	17,500 (17,500)	23,500 (23,500)			
	11 埼玉県	27,800 (31,900)	26,000 (31,900)	27,100 (31,900)	21,400 (30,800)	29,200 (31,900)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	19,000 (16,000)	20,300 (20,000)	22,500 (22,200)	23,300 (22,200)	19,700 (19,700)	21,000 (21,000)	23,500 (23,500)		
	12 千葉県	27,800 (31,900)	26,000 (31,900)	27,100 (31,900)	21,400 (30,800)	29,200 (31,900)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	19,000 (16,000)	20,300 (20,000)	22,100 (22,000)	23,000 (23,000)	19,700 (19,700)	21,000 (21,000)	23,500 (23,500)		
	13 東京都	27,800 (31,900)	26,000 (31,900)	27,100 (31,900)	20,900 (30,800)	29,200 (31,900)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	19,000 (16,000)	20,300 (20,000)	22,100 (22,000)	23,000 (23,000)	19,700 (19,700)	21,000 (21,000)	23,500 (23,500)		
	14 神奈川県	27,800 (31,900)	25,800 (31,900)	27,100 (31,900)	20,900 (30,800)	29,200 (31,900)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	19,000 (16,000)	20,300 (20,000)	22,100 (22,000)	23,000 (23,000)	19,700 (19,700)	21,000 (21,000)	23,500 (23,500)		
	15 埼玉県	27,800 (31,900)	25,800 (31,900)	27,100 (31,900)	20,900 (30,800)	29,200 (31,900)	21,300 (16,000)	34,800 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	24,600 (30,800)	19,000 (16,000)	20,300 (20,000)	22,100 (22,000)	23,000 (23,000)	19,700 (19,700)	21,000 (21,000)	23,500 (23,500)		
中 部	16 石川県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)		
	17 富山県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)			
	18 岐阜県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)			
	19 静岡県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)			
	20 愛知県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)			
	21 三重県	26,500 (31,900)	22,000 (31,900)	26,500 (31,900)	21,300 (30,800)	26,500 (31,900)	22,600 (16,000)	19,500 (16,000)	32,300 (30,800)	21,200 (30,800)	21,900 (30,800)	26,600 (30,800)	19,400 (16,000)	21,600 (21,700)	18,100 (18,000)	18,100 (18,000)	17,500 (17,500)	17,500 (17,500)			
	22 鹿児島県	25,300 (31,900)	22,000 (31,900)	25,400 (31,900)	20,900 (30,800)	25,300 (31,900)	21,200 (16,000)	19,500 (16,000)	34,600 (30,800)	21,500 (30,800)	22,200 (30,800)	33,400 (30,800)	20,000 (16,000)	20,400 (20,000)	22,000 (22,000)	19,800 (19,800)	21,000 (21,000)	22,000 (22,000)	21,000 (21,000)		
	23 長崎県	25,300 (31,900)	22,000 (31,900)	25,400 (31,900)	20,900 (30,800)	25,300 (31,900)	21,200 (16,000)	19,500 (16,000)	34,600 (30,800)	21,500 (30,800)</											

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い金額を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通説導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに計算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災地で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

(上段:公共工事設計労務単価
(下段:公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

地方調整協定会名	都道府県名	サンシ工	内製工	ガラス工	造工	ダクト工	保温工	旗工	改修保工	交通説導工	警備員人	警備員日	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1000	1001	1002	1003